

(別紙)

諮問番号：令和2年諮問第8号

答申番号：令和3年答申第4号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に関して、審査請求人は、処分庁の過誤による生活保護費についても費用返還の対象となること及び返還額に自立更生費が控除されていないことに不服があると主張して、本件処分の取消しを求める事案である。

第3 審査請求に至る経過等

審査請求に至る経過等については、次のとおりである。

- 1 平成30年5月9日、審査請求人は、処分庁に対し法に基づく保護を申請し、処分庁は、審査請求人世帯の保護を開始した。同日、審査請求人は、処分庁に対し、現金○万円、預金○円（○銀行）及び預金○円（○信用金庫）を保有する旨の資産申告書を提出した。
- 2 平成30年5月25日、処分庁は、○銀行から、法第29条の規定による調査に対する回答書を受領し、審査請求人が、同行の口座にも貯金を有していることを確認した。
- 3 平成30年5月28日、処分庁は、審査請求人に対し現在保有している全ての預貯金口座を申告し、その通帳を持参するよう指導するとともに、預貯金額によっては保護費の返還請求を行うことになることを説明した。
- 4 平成30年6月4日、処分庁は、審査請求人から受領した○銀行の通帳の写しから、審査請求人が同年5月9日の時点で○円の貯金を保有していたこと及び当該貯金を保有していることを知りながら申告しなかったことを確認した上で、審査請求人に対して、保護開始の時点に遡って保護費の全額返還となる可能性があることを説明した。
- 5 平成30年12月27日、処分庁はケース診断会議を開催し、自立更生費控除は適用せず、過払いとなった保護費について、全額返還請求する方針を確認した。
- 6 平成31年1月9日、処分庁は、審査請求人は保護申請時点の所持金○円を正しく申告しなかったことにより、平成30年5月から平成30年7月までの間に支給した生活保護費に過払いが生じたとして、法第63条の規定により本件処分を決定し、平成31年1月23日、審査請求人に対し、本件処分に係る決定通知書を送付した。

7 平成31年3月29日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分に係る審査請求書を提出した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、次のとおり、本件処分は違法又は不当であると主張し、本件処分の取消しを求めている。

- (1) 平成30年5月28日に、担当ケースワーカーから、〇銀行の口座に貯金があることを指摘されたので、それを認めた上で、本当に保護を受けてよいのかと確認して保護費を受給しており、後日になって全額返還請求されることに納得できない。処分庁は、審査請求人の預貯金額を把握した時点で保護停止処分を実施していれば、6月分及び7月分の保護費は支給されず、結果として過払いが生じることもなかったはずであり、本件処分は、十分な説明もなく行われたものである。
- (2) 処分庁は、費用返還請求を行うに当たり、自立更生費控除について十分な検討を行わず、過払いとなった保護費全額の返還を求めている。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり、本件処分は適法かつ適正に行われたものであり、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

- (1) 処分庁は、審査請求人が困窮を訴えて生活保護の申請を行った経緯に鑑み、いったん保護を開始した上で後日保護費の返還を求めることとしたのであり、保護費の返還が生じる可能性のあることは複数回にわたり審査請求人に説明している。過払いとなった保護費の返還を求める本件処分も、法第63条の規定及び「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13の2の答3及び問13の4の答に基づき行ったものである。
- (2) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発第0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）1の(1)において、法第63条の規定に基づく費用返還は、原則として全額を返還対象としつつ、自立更生費控除についても規定されている。処分庁は、審査請求人に対して、現時点で保有する預貯金の額や分納を希望する場合の支払い可能月額を聴取し、審査請求人の就労収入額や基礎控除額を考慮した上で、分割による返還であれば、審査請求人の自立を著しく阻害することはないとの判断のもと、原則どおり、過払いとなった保護費の全額を返還請求の対象としたものである。

第5 法令の規定等について

- 1 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力そ

の他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定する。

- 2 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。
- 3 法第63条に基づく費用返還については、課長通知1の(1)において、「原則、全額を返還対象とすること」としつつも、「全額を返還対象とすることによって当該被保護者世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」は、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」を返還額から控除して差し支えない旨示されている。
- 4 問答集問13の23の答(1)において、保護の開始時において既に資力を有していた場合について、もしその時点で資力が活用可能な状態にあれば、それは現金化することにより最低生活の維持のために充てられていたものであるから、必要経費等を除き実際の受給額全体を返還の対象とすべきであり、収入認定の際に認められる控除等は適用されないことが示されている。また、「必要経費等」については、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8の3の(5)のアからキまでに挙げられている公租公課、健康保険の任意継続保険料等の経費等のうち、真に必要やむを得ないものに限り、必要な最小限度の額について認定されるものとされている。
- 5 問答集問13の2の答3において、「収入の増減が事後になって明らかとなっても何らかの調整を考えるべき範囲は3か月程度と考えるべき」であり、「それ以前の返納額は法第63条により処理すべきである」としつつも、同問13の4において、扶助費の返還を要する事情が明らかとなった場合は、発見月からその前々月の分であっても法第63条の規定による返還として決定しても差し支えないことが示されている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

- (1) 本件請求には、理由がないから、棄却されるべきである。
- (2) 理由

ア 本件保護開始に当たり、審査請求人が処分庁に提出した資産申告書によれば、平成30年5月9日の保護申請時の審査請求人の資産は、手持金〇万円、残額〇円の預金(〇銀行)及び残額〇円の預金(〇信用金庫)と記されている。しかし、処分庁が実施した法第29条の規定に基づく調査の回答から、本件保護開始の時点で、審査請求人の〇銀行口座に〇円の貯金残額が判明しており、申告のあった手持金〇円及び申告のなかった貯金〇円の合計〇円は、審査請求人の最低限度額の生活の維持のために活用すべき資産であったといえる。よって、審査請求人は保

護の開始時から法第63条の「資力」を有していたものと認められる。審査請求人は、平成30年5月ないし同年7月の間、資力がありながら保護を受けていたものといえることから、資力の限度である23万5,365円の範囲内で法第63条の規定に基づく費用返還義務を負う。

イ 審査請求人は、貯金の未申告が判明した時点で審査請求人の保護を停止すべきであった旨を主張するが、処分庁は、審査請求人が雇用保険受給期間中に再就職に至らなかったため生活に困窮して保護申請を行った経緯及び身体障害者手帳○により通院が必要であること等から、急迫の場合であると判断し、保護を継続した上で保護費の返還を求めることを決定したものと認められ、上記経緯等を鑑みれば、処分庁の判断が不合理であるということとはできない。

ウ 法第63条に基づく費用返還額については、課長通知1の(1)において、原則、全額を返還対象とすることとされているところ、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額については返還額から控除して差し支えないこととされている。処分庁は、この自立更生控除の適用の可否について、平成30年12月27日のケース診断会議において検討を行い、現時点で審査請求人が保有する預貯金の額や、審査請求人の就労収入額（月額○万円程度）及びそれに係る基礎控除額（約○円ないし○万円）等を考慮した上で審査請求人の最低限度の生活の保障の趣旨に反することなく過払いとなった保護費の返還が可能であるとして、自立更生費控除は認められないと判断したものと認められる。

エ したがって、本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第2部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和2年8月5日 審査庁が審査会に諮問

令和2年8月21日 第1回調査審議（第2部会）

令和2年9月25日 第2回調査審議（第2部会）

令和2年10月20日 第3回調査審議（第2部会）

- 令和2年11月20日 第4回調査審議（第2部会）
- 令和2年12月22日 第5回調査審議（第2部会）
- 令和3年1月26日 第6回調査審議（第2部会）
- 令和3年2月24日 第7回調査審議（第2部会）
- 令和3年2月25日 答申

第8 審査会の判断の理由

- 1 審査請求人は、本件処分が違法又は不当であることの理由として、処分庁の過誤により生活保護費が支給されたこと及び返還額に自立更生費が控除されていないことを挙げていることから、生活保護の支給に当たって処分庁に過誤があったのか、本件処分に当たって処分庁が自立更生費の控除を適用しなかったことに違法又は不当な点はなかったのかについて検討する。
- 2 本件生活保護の開始に当たり、審査請求人が処分庁に対して提出した資産申告書によれば、平成30年5月9日の保護申請時の審査請求人の資産は、手持金及び金融機関に有する預金残額を合わせた〇円であったが、処分庁が実施した法第29条第1項の規定による調査により、審査請求人が〇銀行に口座を有していることが判明し、その後、審査請求人が提出した〇銀行の通帳の写しにより、審査請求人は保護開始時点で〇銀行口座に〇円の貯金を有していたことを確認した。したがって、審査請求人が、保護開始時点で有していた資力は、〇円であり、審査請求人の最低限度の生活の維持のために活用すべき資産であったといえる。
- 3 処分庁が、審査請求人の〇銀行口座に未申告の貯金を有していることを法第29条第1項の規定による調査により確認したのは同年5月25日であるが、保護開始時点の貯金の現在高を確認することができたのは、審査請求人が通帳の写しを処分庁に提出した同年6月4日である。処分庁は、審査請求人が雇用保険受給期間中に再就職に至らなかったため生活に困窮して保護申請を行った経緯及び身体障害者手帳〇により通院が必要であること等から急迫した事由がある場合と判断して保護を継続し、保護開始時点で審査請求人が有していた資産の額を確認した時点で本件処分を行ったものであるから、処分庁の判断が不合理であったとまではいうことはできず、当該手続に過誤は認められない。
- 4 次に、保護費の返還額から自立更生費を控除していない処分庁の判断についてであるが、法第63条の規定による生活保護費の返還に当たっては、問答集第13-23（答）1において、保護開始時から資力を有している場合は、現金化することにより最低生活の維持のために当てられていたものであるから、必要経費等を除き、受給額全額を返還の対象とすることとされている。審査請求人は、審査会の調査に対し、平成30年3月7日から平成31年1月23日までの支出のうち、返還額から控除される自立更生費に該当すると主張する支出の一覧及びその証拠となる資料を提出した。そこで、本支出が、返還額から控除される必要経費等に該当するののかについて検討する。
- 5 審査請求人が提出した資料に記載された支出のうち、保護開始前の平成30年3月7日から同年5月8日までの支出については、保護開始時点では既に支出されていたものであり、検討の対象外とし、同月9日以降の支出については、次官通知第8の3の

(5)のアからキまでのいずれかに該当し、かつ、本件処分当時に真にやむを得ない支出に当たると認められるものは見受けられないため、処分庁が返還額の決定に当たって控除を適用しなかったことは妥当である。

6 以上から、本件処分に当たっては、処分庁の手続きに過誤は認められず、また保護費の返還額の決定に当たって必要経費等の控除を適用しなかったことに違法又は不当な点は認められないため、本件処分に違法又は不当な点はない。

7 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第2部会

委員(部会長)	西村	幸三
委員	小谷	真理
委員	杉江	正徳